

大牟田市アスベスト含有調査に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アスベストの飛散による健康被害を予防し、市民の生活環境の保全を図るため、大牟田市アスベスト含有調査に関する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象建築物 本市内に存する吹付けアスベスト等(労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条第23号に規定する石綿等をいう。)が施工されているおそれのある建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)で、市のアスベスト調査台帳に記載されたものをいう。
- (2) 含有調査 建築物に吹き付けられた建材(仕上塗材を除く。)に係るアスベストの含有の有無について行う定性分析及び含有量について行う定量分析の調査であって、建材製品中のアスベスト含有率測定方法(JIS A 1481)により行うものをいう。
- (3) 分析機関 含有調査を行う機関であって、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(以下「分析調査者」という。)に含有調査を行わせる機関をいう。
- (4) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者をいう。
- (5) 補助対象調査 補助対象建築物に対する含有調査を分析機関に依頼するもので、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき、分析調査者が含有調査を行うものをいう。

(補助金の交付等)

第3条 市長は、補助対象調査に要する経費について、予算の範囲内で、補助金を交付する。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件のすべてを満た

す者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定める区分所有者の団体又は管理者を含む。）であること。
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他地方公共団体が設立し、又は出資等を行っている法人でないこと。
- (3) 補助対象建築物について、国、県及び公共団体からこの要綱と同様の補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 同一棟の補助対象建築物について、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象者又は補助対象建築物を利用する同居世帯の構成員（法人は、法人の構成役員）が、次の各号のいずれかに該当する場合においては補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。））
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象調査に要する経費であって分析機関に対して支払う費用（試料を採取した部分の復旧に要する経費を除く。）とする。

2 補助金の額は、対象経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該額が250,000円を超える場合は、250,000円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大牟田市アスベスト含有調査に関する補助金交付申請書（様式第1号）に誓約書兼居住者名簿及び照会承諾書（様式第12号）、その他関係書類を添えて、含有調査を実施する前に市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、大牟田市アスベスト

含有調査に関する補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不相当と認めたときは、大牟田市アスベスト含有調査に関する補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定に条件を付けることができる。

（補助対象調査の実施期間）

第8条 前項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該通知を受けた日（以下「通知日」という。）以後に分析機関と契約するものとする。

- 2 交付対象者は、市長の承認を得た場合を除き、通知日から起算して30日以内に補助対象調査を完了しなければならない。

（指導、監督等）

第9条 市長は、交付対象者に対し、補助対象調査の適正な施行を確保するため必要な措置を求め、又は必要な助言、勧告等を行うことができ、交付対象者はこれに協力しなければならない。

（補助対象調査の変更）

第10条 交付対象者は、補助対象調査の内容を変更しようとするときは、速やかに大牟田市アスベスト含有調査に関する補助金交付変更申請書（様式第4号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、相当と認めたときは、大牟田市アスベスト含有調査に関する補助金交付変更通知書（様式第5号）により当該申請をした交付対象者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 交付対象者は、補助対象調査を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに大牟田市アスベスト含有調査に関する補助金交付申請取下げ届（様式第6号）により、市長に届出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（完了実績報告）

第12条 交付対象者は、補助対象調査が完了したときは、当該補助対象調査の完了の日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定があ

った日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに大牟田市アスベスト含有調査完了実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、大牟田市アスベスト含有調査に関する補助金確定通知書（様式第8号）により当該報告をした交付対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 交付対象者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象調査以外の用途に使用したとき。
- (3) 適正な含有調査でないことが判明したとき。
- (4) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。
- (5) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (6) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じたときは、大牟田市アスベスト含有調査に関する補助金交付決定取消等通知書（様式第10号）又は大牟田市アスベスト含有調査に関する補助金返還命令書（様式第11号）により交付対象者に通知し、又は命令するものとする。

（交付対象者の義務）

第16条 交付対象者は、補助金の使途に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付決定を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第 17 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。